

南会津町と日本大学工学部との「橋梁点検保全業務の効率化及び持続可能なインフラ整備の実現を目指す研究開発」に関する連携協定

南会津町（以下「甲」という。）と日本大学工学部（以下「乙」という。）とは、次のとおり「橋梁点検保全業務の効率化及び持続可能なインフラ整備の実現を目指す研究開発」に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携と協力により、地域の橋梁点検保全業務の効率化及び持続可能なインフラ整備の実現を目指し、自立した地域づくりに寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 甲の地域の橋梁に関するデータの利用に関すること
- (2) 前号のデータを活用した社会インフラ長寿命化に関すること
- (3) データサイエンスによる効率的な社会インフラの点検保全・診断手法の普及啓発に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（研究実施内容等）

第3条 本協定に基づく具体的取組みの内容及び実施方法については、本協定の目的を達するために、広範囲な連携が実現するよう配慮しつつ、甲及び乙が協議の上、実施していくものとする。

（知的財産の取扱い）

第4条 本協定に基づく連携・協力により構成された知的財産権等は、特に定めが無い場合は乙に帰属するものとするが、別途、甲乙による共同研究契約等を締結する場合は、その共同研究契約等の定めに従うものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を行う上で、互いに知り得た情報は、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は遺漏してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合及び当該当事者の了解を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間が満了した後においても有効に存続するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月までに甲又は乙から解約の申し出がない場合は、引き続き延長されるものとし、以後も同様とする。なお、延長にあたっては、状況の変化に鑑み、協定内容を精査し、改訂が必要な場合は甲乙協議の上、対応するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙から解約の申し出があり、甲乙が合意したときは、終了するものとする。

（協議事項）

第7条 本協定に定めのない事項が生じたとき、又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙相互に誠意を持って協議の上、対応するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上各1通を保有する。

令和7年6月25日

甲 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1
南会津町
南会津町長

渡部 正義

乙 福島県郡山市田村町徳定字中河原1番地
日本大学工学部
工 学 部 長

根本 修克